

# 児童虐待を防ぐために

## —民法等の一部改正と新しい親権制限の制度—

女性児童課子育て支援係 ☎ 0824-73-0051

児童虐待の防止などを図り、児童の権利利益を擁護する観点から、平成23年6月に民法等の一部を改正する法律が公布されました。4月1日から施行されます。

### 子どもを守る観点で法律改正

### 親権停止制度が創設

近年、児童虐待が深刻な社会問題となっています。児童虐待を行う親への対応としては「親権喪失制度」がありましたが、期限を定めず親権を奪うため、親子関係に与える影響が大きく、申し立てをためらうケースがあると指摘されていました。

児童虐待のように親権の行使が不適切な場合には、必要に応じて適切に親権を制限することができるようになります。また、親権を制限した後には、親権者に代わって子どもの身の回りの世話や財産の管理を行う専任者を確保する必要があります。

このような必要性を踏まえ、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法や児童福祉法、その他の法律が改正されました。

民法では「親権停止制度」が創設されました。親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子どもの利益が害されている場合に親権が制限されることが明確になりました。また、親権を制限した後の子どもの安定した監護を実現するために、未成年後見制度も見直されました。このほか、親権者は子ども利益のために監督・保護・教育をすべきことが明確化されたなどしました。

制度内容を詳しく知りたい場合は、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)をご覧になるか、広島家庭裁判所(☎ 082-228-0494)にお問い合わせください。

## Q&A

**Q** 親権停止制度とはどのような制度ですか？

**A** 2年以内の期間を定めて親権を行うことができないようになる制度です。

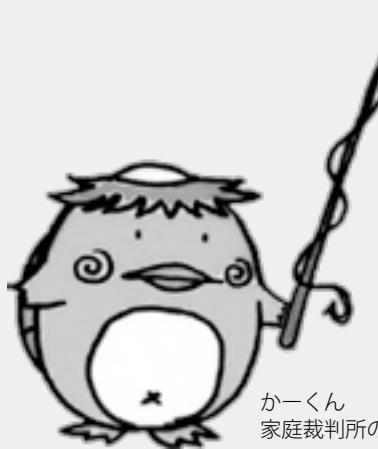
これにより、親権喪失の要件を満たすまでには至らない比較的程度の軽い事案でも、必要に応じて親権を制限できることになりました。

**Q** 親権停止の審判を請求できるのは誰ですか？

**A** 子の親族、検察官のほか、子自身や未成年後見人などにも請求権が与えられました。また、児童福祉法の改正により、児童相談所長も請求できるようになりました。これは親権喪失・管理権喪失も同様です。

**Q** 今回の改正で、離婚後の子の監護に関する事項も改正されたようですが。

**A** 民法第766条第1項で、離婚後の子の監護について必要な事項の具体例として、面会交流や養育費の分担が明示されました。必要な事項を定めるに当たっては「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」との理念が明記されました。



かーくん  
家庭裁判所のキャラクター